

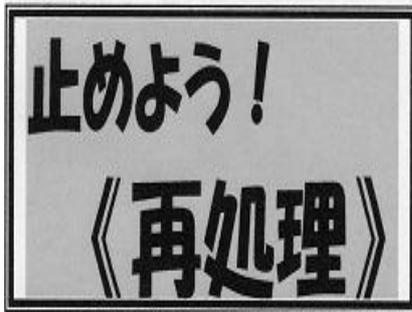
三陸の海を放射能から守る 岩手の会 (略称) 三陸の海・岩手の会

郵便振替 02240-5-102650

ホームページ《再処理 / 岩手の環境》

http://sanriku.my.cocacn.jp/

《本紙の全バックナンバー掲載》



《天恵の海》

2022(令和 4年)

2月 4日

第 228号

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX 019-623-1636

原子力規制委員会

IAEA基準を 隠ぺい・改ざん!

「高レベル廃液貯槽の破裂」を隠ぺい
—2013年更田座長「新規基準に関する検討チーム会合」—
「(蒸発乾固)」を加え改ざん、「UPZを5km」とした。
—2016年「原子力災害事前対策検討チーム会合」—

IAEA Safety Standards p68

Ruptures of large liquid storage tanks could result in contamination that would warrant extensive intervention. This will be a function of inventory and volatility.

大型の液体貯蔵タンクが爆発(破裂)すると、甚大な介入が必要とされる汚染が生じうる。汚染の程度は放射エネルギーとその揮発の度合いによるであろう。

私達は、政府・原子力規制委員会の審査を注意深く検討し最も危険な再処理工場の高レベル放射性廃液の重大事故の防止について運動を進めてきました。ところが、原子力規制委員会資料に文書改ざんがあったことを知り、福島みずほ議員から国へそのことを質して頂きましたが回答はなく、事実として公開することになりました。

それは、原子力災害事前対策等検討チーム会合の資料に、「IAEA基準では③大容量貯槽破裂(蒸発乾固)・・・と定めている」と実際には記載されていない「蒸発乾固」を挿入したことです。これにより日本原燃は再処理工場の重大事故による発生放射性物質の放出量を極端に低く評価し脅威区分(危険度)は原発より低いIIとし、UPZを五*kmとしました。そして検討チームは事業者の説明をそのまま承認してしまったのです。これは、再処理工場での重大事故防止上許されぬ行為であり断固抗議します。

(注) *UPZ:「緊急防護措置準備区域」原発では半径30km

*IAEA:国際原子力機関

表一 第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合

2016.11.25 資料4-3

再処理防護措置 IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを①臨界事故、②大規模災害又は爆発(水素爆発など)、③大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)④使用済み燃料貯蔵施設の事故。

改ざんの問題文書は、第一五回原子力災害事前対策等検討チーム会合が二〇一六年十一月二五日

許されない定義と過小評価だ
政府・原子力規制委員会は、「IAEA安全指針」が再処理工場の重大事故を「高レベル廃液貯槽の破裂」ときちんと示していたにも拘わらず、これをごまかし重大事故とは言えない「(蒸発乾固)」を意図的に加え、重大事故は「廃液貯槽の破裂」から、「蒸発乾固」へ差し替えて災害審査を進めました。

注*「科学」一九七七年五月号「核燃再処理工場に開催され、その際原子力規制庁より配布された【資料4-3】の記述です。(*表一参照)

その資料の、再処理施設の防護措置では「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを四項目」とし、その中の、「③を大容量液体貯槽の破裂(蒸発乾固)」と記述しています。これにより出席委員は、IAEAでも「蒸発乾固」が、高レベル廃液貯槽破裂と同じく定義されているものと理解し、事業者日本原燃の蒸発乾固による放出放射能の過小評価説明をそのまま承認してしまいました。実際には「蒸発乾固」までならば、「放出放射能量は問題にならない」(*高木仁三郎氏)のです。

表二 使用済み燃料の再処理事業に関する規則

昭和46年総理府令第10号
第一条の三 重大事故
二 使用済み燃料から分離された・・・液体・・・の冷却機能喪失した場合のセル内発生の蒸発乾固。

表三 IAEA 条文・基準など

SAFTY STANDARDS No. GS-G-2.1 5頁 2.6

脅威区分 I (再処理工場該当)

脅威区分 I の施設から大量の放射性物質が放出されるため、深刻な確定的影響が敷地外で生じる可能性がある。この脅威は、大型の原子炉と、核燃料廃棄物を再処理するための施設など、揮発性放射性物質が大量に存在する施設に限定される。

<https://www-pub.iaea.org/MTCDB/publications/PDF>

の「重大事故評価」310頁
 原発より安全？
 脅威区分II、
 U P Z 5km に決定
 この事業者の過小評価により、再処理工場の脅威区分をIよりランクの低いIIとし（*表四参照）、緊急防護措置準備区域避難区分のUPZも原発よりも狭い五キロとの説明を、検討チーム委員は承認し、これが翌日報道されました。当時、私たちは「再処理工場は、大量の放射性物質を抱えているのに原発よりも避難区分が狭いのはおかし

い」と報道機関に問い合わせるなど抗議しました。
 「蒸発乾固」を重大事故とした 更田チーム
 そもそも再処理工場の高レベル廃液の事故基準の定義として、再処理規則第一条の三（*表二参照）で、IAEA基準の定める「大容量液体貯槽の破裂」を隠ぺいし「蒸発乾固」と定義したのは「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム会合（座長・更田豊志原子力規制委員）です。この時の審査では、フランスから再処理技術を導入したので、フランスの規制を参考にするとして審議されました。そのフランスの重大事故定義は「高レベル廃液貯槽の冷却機能喪失」とあり「蒸発乾固」はありません。IAEA基準やフランスの基準にも存在しない「蒸発乾固」を重大事故と定義づけ、重大事故とは言えない蒸発乾固で評価をやめ、蒸発乾固後に起こる可能性のある溶融、揮発、硝酸塩爆発の審議をせずに済みますことは、国民への背信的な審査です。（*表三参照）

表四 IAEA SAFTY STANDARDS No. GS-G-2.1 27頁 ・ 79頁 付属書III

部分和訳 <https://www.nsr.go.jp/data/000153710.pdf>

脅威区分 I 放射エネルギーからの計算

◆（和訳）「最近取り出された、合計およそ0.1エクサBq（100ペタBq）を超えるセシウム137を有する照射済み燃料を収容する施設及びあるいは場所」

*使用済み核燃料プール：六ヶ所再処理工場の使用済み核燃料プールのは満杯の3000トが入っているが、セシウム137だけでも、基準の100ペタベクレルの100倍以上であった。（15年経過の使用済み燃料として計算）

◆（和訳）「敷地外に緊急防護措置をとることを正当化する線量をもたらすのに十分な放射線物質のインベントリ（在庫）を有する施設。」

*高レベル放射性廃液：安全指針付属書IIIに計算方法があり、六ヶ所施設の高レベル廃液220m3のストロンチウム90とアメシウム241を計算したが、基準の数十倍であった。

原発・核燃サイクルの即時中止を！



コロナ禍で延期、やっと開催された全国集会。国民の過半以上が原発・再処理の中止を望んでいる。



省庁担当の方々。質問事項I、II、IIIごとに、席を入れ替え、回答し、質疑が行われた。

主催
 脱原発政策実現全国ネットワーク

協力
 超党派国会議員連盟
 「原発ゼロ・再エネ100の会」
 原子力資料情報室

**12・8
 省庁・全国市民・議員の院内集会**

「コロナ禍」の為に開催が順延されてきた脱原発政策実現全国ネットワーク（加盟五一団体並びに個人）の集会が二月八日午後、衆議院第二議員会館で開催されました。集会には市民約五〇人と賛同する国会議員が出席し、内閣府・原子力規制庁・経産省・文科省など省庁担当官が出席しヒヤリングが行われました。（次号に続く）